

議案第 23 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 9 月 29 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 職員の育児参加に係る特別休暇の期間を拡大するため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について（概要）

1 改正理由

令和3年8月10日、人事院が国家公務員に関して、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等についての意見申出を行った。

これを踏まえ、国においては、令和4年6月17日に人事院規則が改正され、国家公務員における育児参加のための休暇の対象期間を拡大することとした。具体的には、当該休暇の現行の対象期間は、出産の予定日以前6週間目に当たる日から出産後8週間目に当たる日までであるが、産後の期間を子が1歳に達する日までに拡大したものである（令和4年10月1日施行）。※産前については、本市では8週間目に当たる日からとしている（今回変更なし）

総務省からは、地方公務員においても、各自治体において国家公務員と同様の措置を行うよう助言がなされており、他政令市においても、令和4年10月1日施行を目的に、国と同様の改正に向けて準備を進めているところである。

以上の状況を踏まえ、国や他都市との勤務条件均衡の観点から、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号。以下「勤務時間規則」という。）、北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号。以下「事務局会計年度規則」という。）及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号。以下「学校会計年度規則」という。）を改正し、正規職員及び会計年度任用職員等について、育児参加のための特別休暇である「職員の育児参加」の対象期間を国と同様に拡大するもの。

2 改正規則

- (1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（第1条関係）
- (2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第2条関係）
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第3条関係）

3 改正内容

(1) 勤務時間規則（別表第4関係）

特別休暇「職員の育児参加」の対象期間を拡大する。

改正前		改正後	
【理由】 9 職員の 育児参加	【期間又は日数】 一の産前産後期間において5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数	【理由】 9 職員の 育児参加	【期間又は日数】 出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数

(2) 事務局会計年度規則（別表第3関係）

特別休暇「職員の育児参加」の対象期間を拡大する。

改正前		改正後	
【理由】 8 職員の 育児参加	【期間又は日数】 一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	【理由】 8 職員の 育児参加	【期間又は日数】 出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数

(3) 学校会計年度規則（別表第3関係）

特別休暇「職員の育児参加」の対象期間を拡大する。

改正前		改正後	
【理由】 8 職員の 育児参加	【期間又は日数】 一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	【理由】 8 職員の 育児参加	【期間又は日数】 出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数

4 施行期日

令和4年10月1日

総務省より、国の施行と併せ令和4年10月1日からの適用に向けた措置を講じるよう助言があった。国・地方との勤務条件均衡の観点から、令和4年10月1日からの施行としたい。

特別休暇「職員の育児参加」について（制度概要等）

1 制度概要

出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合で、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、対象期間内において5日の範囲内で休暇を取得することができる。

なお、勤務しないことが相当であると認められる場合とは、生まれた子又は上の子のための生活上の一般的な世話をするために勤務しない場合をいう。具体例は下記のとおり。

例：生まれた子への授乳、付添い、上の子の保育所等への送迎、健康診査 等

2 対象期間について

(1) 現行の対象期間が産後8週間までとなっている理由

現行では、産前8週（会計年度は6週）産後8週の期間で5日の範囲内で使用可能となっている。これは、配偶者の退院後や里帰り出産から戻った時期等、特に配偶者への支援が必要な出産直後の期間について、取得可能としたものである。

(2) 対象期間を出産の日以後1年目に当たる日までに拡大する理由

今般の地方公務員育児休業法の改正により、産後8週間以内における育児休業の取得が柔軟化されることとなった。（令和4年10月1日施行）

これと一体的な措置として、配偶者の体調回復が思わしくない場合や子が未熟児である場合などに、産後8週間経過後にも配偶者への支援を行うことが出来るよう、対象期間を子が1歳に達するまでに拡大するものである。

※国・他政令市も同様の措置

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第4の7の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の9の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。
(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3の6の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の8の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3の6の項中「出産後」を「当該出産の日後」に改め、「(以下「産前産後期間」という。)」を削り、同表の8の項中「一の産前産後期間」を「出産の予定日以前6週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間」に改める。

付 則

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

新			旧		
別表第4（第16条関係）			別表第4（第16条関係）		
特別休暇の基準			特別休暇の基準		
理由	期間又は日数	備考	理由	期間又は日数	備考
略			略		
7 職員の 出産	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から当該出産の日後8週間目に当たる日までの期間においてあらかじめ必要と認められる期間	略	7 職員の 出産	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間（以下「産前産後期間」という。）においてあらかじめ必要と認められる期間	略
略			略		
9 職員の 育児参加	出産の予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から当該出産の日以後1年目に当たる日までの期間において5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数	略	9 職員の 育児参加	一の産前産後期間において5日（再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員にあっては、5日に条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））を超えない範囲内において必要と認められる日数	略
略			略		

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新				旧			
別表第3（第16条、第18条関係） 特別休暇の基準				別表第3（第16条、第18条関係） 特別休暇の基準			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
6 職員の 出産	略	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から当該出産の日後8週間目に当たる日までの期間においてあらかじめ必要と認められる期間	略	6 職員の 出産	略	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から <u>出産後</u> 8週間目に当たる日までの期間（以下「産前産後期間」という。）においてあらかじめ必要と認められる期間	略
略				略			
8 職員の 育児参加	略	<u>出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から当該出産の日後1年目に当たる日までの期間</u> において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	略	8 職員の 育児参加	略	<u>一の産前産後期間</u> において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	略
略				略			

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
別表第3（第15条、第17条関係） 特別休暇の基準				別表第3（第15条、第17条関係） 特別休暇の基準			
理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
6 職員の 出産	略	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から当該出産の日後8週間目に当たる日までの期間においてあらかじめ必要と認められる期間	略	6 職員の 出産	略	医師又は助産師の証明に基づき、出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から <u>出産後</u> 8週間目に当たる日までの期間（以下「産前産後期間」という。）においてあらかじめ必要と認められる期間	略
略				略			
8 職員の 育児参加	略	<u>出産の予定日以前6週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から当該出産の日後1年目に当たる日までの期間</u> において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	略	8 職員の 育児参加	略	<u>一の産前産後期間</u> において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	略
略				略			